

暫定版

東京都台東区



移動支援事業 ガイドライン

令和5年 月 (第9版)

台 東 区

～ 目 次 ～

(1) 事業概要	・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 対象者	・・・・・・・・・・・・・	1
(3) サービス利用の流れ	・・・・・・・・・・・・・	2
(4) 実施方法	・・・・・・・・・・・・・	2
(5) 外出の範囲	・・・・・・・・・・・・・	2
(6) 支給決定	・・・・・・・・・・・・・	5
(7) サービス費及び利用者の負担	・・・・・・・・・・・・・	5
(8) サービス提供者の資格要件	・・・・・・・・・・・・・	8
(9) その他（留意事項等）	・・・・・・・・・・・・・	9
サービス提供に係るQ & A	・・・・・・・・・・・・・	11

« 相 談 窓 口 »

- ① 障害福祉課総合相談（身体・知的障害担当）
TEL 03（5246）1202 区役所2階10番窓口
- ② 保健予防課精神保健担当（精神障害・難病担当）
TEL 03（3847）9405 台東保健所5階1番窓口

(1) 事業概要

屋外において単独での移動が困難な障害者（児）に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時において必要な介護を行うことで、円滑に移動することを支援するための事業です。

- ①社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出（以下「移動支援」）
- ②通学時の送迎に係る外出（以下「通学支援」）

(2) 対象者

以下のいずれかに該当する、台東区内在住で就学児以上の方がご利用になれます。

移動支援	障害種別	対象要件
	身体障害者（児）	身体障害者手帳を所持する以下のいずれかに該当する方で、外出時における移動に支援が必要な方 ①全身性障害者（児） 肢体不自由障害の認定を受けている障害支援区分4以上の方で、且つ「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも困難であると認められる方 ＊障害支援区分を有しない方は、それ相当と区長が認める方 ②視覚障害者（児）
	知的障害者（児）	外出時における移動に支援が必要な方
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を所持する方で、外出時における移動に支援が必要な方
	難病患者等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める疾病に罹患している方で、外出時における移動に支援が必要な方　＊詳しくは相談窓口までお尋ねください
通学支援	障害児	身体障害者手帳もしくは愛の手帳を所持する児童・生徒 (ただし、保護者又は家族の就労・病気・出産等の理由により、送迎が困難であると認められる方に限ります。)

※ その他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくグループホームに入居している障害者についても、必要に応じて、ご利用になれます。

(注) 次に該当する場合は、サービスをご利用になれません

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設等の入所施設に入所中の方
- ② 医療機関に入院中の方
- ③ 障害福祉サービスにおける「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」の支給決定を受けた方

(3) サービス利用の流れ

移動支援事業を利用するには、区に利用の申請をし、支給決定を受ける必要があります。また、サービスの利用にあたっては、区と協定を結んでいるサービス提供事業者と契約をする必要があります。サービスの利用の流れは、以下の通りです。

① 相談・申請

相談窓口*で相談し、申請書を提出します。



② 支給決定・受給者証取得

区での審査後、支給決定されると受給者証が届きます。



③ 事業者との契約

事業者に連絡・相談等を行い、契約をしたうえで利用の予約をします。



④ サービスの利用

ガイドヘルパーの付き添いを受けて外出します。



⑤ サービス利用料の支払い

サービス終了後、利用者負担額が生じる方は事業者に利用料を支払います。

«注意点»

① 支給決定について

移動支援と通学支援はそれぞれ申請し、支給決定を受ける必要があります。

支給決定されていないサービスの利用については、区ではサービス費の負担ができないのでご注意ください。

② 利用できる事業所について

P7に記載の「サービスを提供できる事業所」に該当の事業所であれば、区内・区外を問わずにご利用になれます。また、特定の事業所を区が紹介及びあっせんすることはありません。

なお、区より支給決定を受けた支給時間数の範囲内における時間数での契約であれば、複数の事業所と契約を締結することができます。

③ 利用時間の管理について

利用時間の管理は利用者が行います。

サービスの提供を受けた時間数が支給時間数を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用者の負担になりますのでご注意ください。

(4) 実施方法

台東区における移動支援事業のサービス提供形態については、「個別支援型」とします。

「個別支援型」 . . .

利用者1名に対して、ガイドヘルパーが1名付き添うマンツーマンによる支援
(家族の同行は不可)

(注1) 台東区では、複数の利用者に対して同時に支援を行う「グループ支援型」及び福祉輸送車両等を用いた「車両移送型」によるサービス提供は認められません

(注2) 移動手段は、原則徒歩または公共交通機関です

(5) 外出の範囲

移動支援

移動支援として認められる外出の範囲の認定については、事業の目的から、当該外出が「社会通念上公的サービスの対象として適当であるか否か」という観点により判断します。

対象となる外出範囲

原則、自宅を始点とし、外出先への移動、外出先からの帰宅までを支援の対象とします。

(自宅) ⇒ (外出先) もしくは (外出先) ⇒ (自宅) のいずれかの経路の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、支援の対象とします。

原 則

(自 宅) ⇒ (外出先) ⇒ (自 宅)



※ 外出前・外出後の居宅内における介護（更衣介助・排泄介助等、身体介護の内容と認められるもの）については、移動支援の対象とはなりません。

対象となる外出内容

① 社会生活上必要不可欠な外出

外出内容	外出先の例
行政機関等における諸手続き 相談等*	区役所、警察署、裁判所等の官公庁
金融機関等の利用	銀行、信用金庫・組合等、郵便局
冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事、お墓参り等

* 障害福祉サービスにおける「居宅介護（通院等介助）」の対象となる方は、その利用が優先となります。

② 余暇活動等社会参加のための外出

外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	映画館、美術館、博物館、コンサート会場 図書館、演劇場、公園、寺社参拝等
スポーツ施設等の利用*1	ジム、体育館、競技場、プール等
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地等
買い物*2	商店、デパート、ショッピングモール等
理容・美容	理容室、美容院、サロン等
その他	投票所、お見舞い、部活動、児童館、PTA行事、 サークル活動、各種研修・教養講座、習い事、 就職活動、各種団体の会合、ボウリング、外食、 カラオケ、スーパー銭湯*3、花火等

*1 ジム・プール等の施設内において、指導員等がマンツーマンで付き添う場合については、施設への送迎のみを支援の対象とします

*2 食材料等日常生活に不可欠な物の購入のための買物は、障害福祉サービスにおける「居宅介護（家事援助）」にて、ヘルパーが行うものであるため、移動支援の対象となりません

*3 居宅に浴室がない等の理由により、銭湯及び公衆浴場を日常的に利用される場合は、障害福祉サービスにおける「居宅介護（身体介護）」に当たるため、移動支援の対象とはなりません

対象とならない外出内容

外出内容	外出先の例
経済活動に係る外出	通勤、営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
政治活動又は宗教活動に係る外出	布教・勧誘活動、選挙運動等
通年かつ長期にわたる外出	通園、通学（大学・専門学校等） 通所施設への送迎*1
宿泊等を伴う外出	旅行、帰省
医療機関や施設の管理下にある者の週末等の外泊	
通院及び入退院に係る外出	
社会通念上、公的サービスを利用して外出することが適当でないもの	ギャンブル等を目的とした公序良俗に反する目的の外出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・療育機関への送迎、下校時の寄り道 ・特定の利益を目的とする団体活動への参加 etc… <p>* その他、Q&A 集を参照</p>

*1 通所施設（指定生活介護事業所、福祉作業所等）からの帰宅時に、待ち合わせを行い、外出を行った後に帰宅した場合についても、当該外出が送迎に当たるものと解釈できるため、移動支援の対象とはなりません

*2 対象とならない外出内容でサービスを利用したことが判明した場合、移動支援サービス費の対象外となりますのでご注意ください。

通学支援

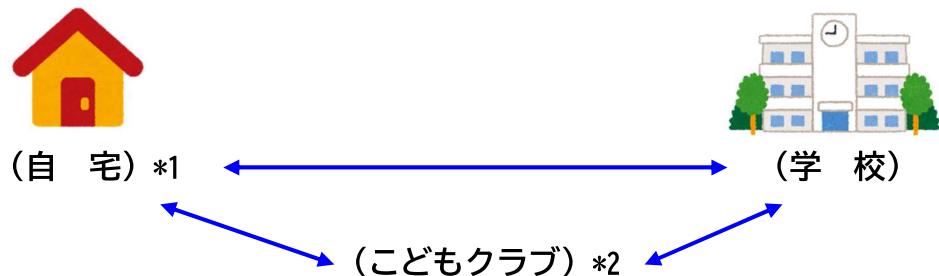
区内の小・中学校の特別支援学級*もしくは都内の特別支援学校・高等学校への通学や、
こどもクラブ等の利用のための外出が対象です。

*区内の通級指導学級に通う場合については、支給の対象となりません。

対象となる外出範囲

原則、(自宅) ⇔ (学校) ⇔ (こどもクラブ) 間における送迎を対象とします。

原則



*1 特別支援学校等に通学している障害児で、スクールバスによる送迎がある場合については、バス停からの送迎についても認められます

*2 放課後等デイサービス（送迎を行っていない）、日中一時支援放課後支援型についてもこどもクラブと同様の取り扱いとなります

(注) 送迎範囲の各区間内において、店舗に立ち寄る等のいわゆる「寄り道」と考えられる外出があった場合、または対象となる送迎範囲以外で利用した場合については、通学支援の対象とはなりません。対象とならない送迎範囲でサービスを利用したことが判明した場合、通学支援サービス費の対象外となりますのでご注意ください。

(6) 支給決定

①支援区分（身体介護あり・身体介護なし）

支給決定にあたり、各相談窓口において聴き取り調査を行った上で認定します。

支援区分	要件
身体介護あり	サービスの提供時間内における食事又は排せつにおいて、 <u>介護者の支援が必要とされる方</u>
身体介護なし	サービスの提供時間内における食事又は排せつにおいて、 <u>介護者の支援を必要としない方</u>

※「身体介護なし」で認定された方について、障害の状態の変化等により、「身体介護あり」へ変更申請をすることができます。

②二人介護の対応について

移動支援におけるサービスの提供形態については、マンツーマンによる「個別支援型」を原則としていますが、身体的特徴や行動面においてヘルパー二人対応が必要であると認められる方については、二人介護対象者としての認定を行います。

（注）認定の結果、二人介護対象者とされた方については、二人介護を受けた時間数及び当該二人介護に要する費用については、二人分の時間数及び利用料が生じます。

③支給時間数の変更について

移動支援の支給時間数については、当初の申請時において、利用目的等の聴き取り調査を経て、月ごとの支給時間数を決定しますが、その後の利用状況の変化（外出頻度の増減）等により変更申請をすることができます。変更申請後は、その内容を審査し、必要と認められる場合については、新たな支給時間数にて支給決定を行います。

（注）支給時間数を超えて利用した後の変更申請は認められません。保護者の入院や冠婚葬祭等の事由により、緊急に支給時間数の変更申請をご希望される場合については、事前に担当課までご連絡ください。

(7) サービス費及び利用者の負担

台東区における移動支援事業のサービス費及び利用料は次のとおりです。事業者の方で、サービス費の請求については『請求事務のてびき』を併せてご参照ください。

① サービス費

障害福祉サービスにおける「居宅介護（通院等介助）」の身体介護あり・身体介護なしに準じた単位数に基づき算定されます。

サービス費（総費用額）は、サービスを提供した時間帯・時間数ごとに設定された単位数の合計に、1単位あたりの単価（特別区の場合 11.20）を乗じて得た額となります。

«算式»

$$\boxed{\text{(単位数の合計)} \times 11.20} \quad \text{(小数点以下切捨)}$$

単位数の算定について

以下の表に示す日中帯の単位数を基準に、早朝帯・夜間帯：25%、深夜帯：50%を乗じて得た単位数を、日中の単位数に加算して算定します。

参考) 日中帯における単位数

利用時間	サービス種別	
	身体介護あり	身体介護なし
～ 0.5 時間	255 単位	105 単位
0.5 ～ 1.0 時間	402 単位	196 単位
1.0 ～ 1.5 時間	584 単位	274 単位
1.5 ～ 2.0 時間	666 単位	
2.0 ～ 2.5 時間	750 単位	
2.5 ～ 3.0 時間	833 単位	
3.0 時間 ～	以下、30分を増すごとに 83単位を加算	

サービス費は、「深夜」、「早朝」、「日中」、「夜間」の4つの時間帯に分けて算定します。

	0:00	6:00	8:00	18:00	22:00
時間帯	深夜帯	早朝帯	日中帯	夜間帯	深夜帯
加算割合	50%	25%	なし	25%	50%

② 利用者の負担

サービスの利用に係る利用料は、次のとおりです。

「利用者負担割合」

サービス費のうち、世帯別に以下の表に示す割合にて利用者負担が生じます

世帯区分*	生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
負担割合	全額無料	全額無料	10%

* 世帯の認定の取り扱いについては、次のとおりとなります

【障害者】 … 障害者本人及び配偶者

【障害児】 … 障害児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

「利用者負担上限月額」

住民税課税世帯においては、利用者負担月額に上限が設定されています

区 分	利用者負担上限月額	
	障 害 者	障 害 児
一般世帯1	9, 300 円	4, 600 円
一般世帯2	37, 200 円	37, 200 円

* 区分について

【障害者】 18歳以上の者

(一般世帯1) … 世帯での住民税所得割額が 16万円未満

(一般世帯2) … 世帯での住民税所得割額が 16万円以上

【障害児】 18歳未満の者

(一般世帯1) … 世帯での住民税所得割額が 28万円未満

(一般世帯2) … 世帯での住民税所得割額が 28万円以上

※ 障害福祉サービスと併せて利用される方

障害福祉サービス受給者証に記載の利用者負担上限月額が適用され、障害福祉サービスと移動支援事業の利用料を合算した金額が、障害福祉サービス受給者証に記載の利用者負担上限月額を超過しないよう、上限管理が行われます。

「公費負担の対象とならない経費」

外出中に発生する下記の諸経費については、公費負担の対象となりません

◆ 目的地までの交通費

◆ 外出先での飲食費

◆ レジャー施設における入場料 等

※ 上記の諸経費の費用負担については、別途サービス提供事業所とご相談下さい。

(8) サービス提供者の資格要件

台東区において移動支援事業に従事できる事業所及びヘルパーの資格要件は次のとおりとなります。

① サービスを提供できる事業所

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県の指定を受けた「指定居宅介護事業所」、「指定行動援護事業所」、「指定重度訪問介護事業所」、「指定同行援護事業所」 のうち、台東区との間に事業協定を締結したもの。

② 従事ヘルパーの資格要件

資格・研修体系	視覚 障害者	全身性 障害者	知的 障害者	精神 障害者	難病 患者等
介護福祉士	○	○	○	○	○
介護職員初任者研修修了者	○	○	○	○	○
居宅介護従事者養成研修修了者 1級	○	○	○	○	○
居宅介護従事者養成研修修了者 2級	○	○	○	○	○
居宅介護従事者養成研修修了者 3級	○	○	○	○	○
居宅介護職員初任者研修修了者	○	○	○	○	○
障害者居宅介護従事者基礎研修修了者	○	○	○	○	○
18年9月以前に修了したもの又はみなし証明書取得者					
視覚障害者移動介護従事者養成研修修了者	○	×	×	×	×
知的障害者移動介護従事者養成研修修了者	×	×	○	×	×
日常生活支援従事者養成研修修了者	×	○	×	×	○
全身性障害者移動介護従事者養成研修修了者	×	○	×	×	○
行動援護従事者養成研修修了者	×	×	○	○	×
重度訪問介護従事者養成研修修了者	×	○	×	×	○
同行援護従業者養成研修修了者	○	×	×	×	×
18年10月以降に台東区等が実施している研修					
視覚障害者移動介護従事者研修修了者	○	×	×	×	×
知的障害者移動介護従事者研修修了者	×	×	○	×	×

※障害種別における資格要件は、障害児についても適用されます

※ 3親等以内の親族が利用者である場合については、サービスに従事することができません（親族に対するサービス提供の禁止）

(9) その他（留意事項等）

利用者負担上限月額管理対象者について

P9における利用者負担上限月額の管理対象者には、「地域生活支援サービス受給者証」中の“（三）利用者負担に関する事項”のページにおいて、利用者負担額上限額管理対象者該当の有無の欄に“有”と記載しています。

対象者の方は、「地域生活支援サービス受給者証」と同封の「台東区利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」に、必要事項を記載の上、事業所に上限管理を依頼してください。

上限管理を依頼する事業所の順序は原則、障害福祉サービス⇒地域生活支援事業（移動支援⇒日中一時支援）です。ただし、障害福祉サービスの利用が不定期だったり、遠隔地の場合は、この限りではありません。詳しくはご相談下さい。

依頼後、事業所に上限管理事務を行うことについて承諾を受け、「台東区利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」中の事業者欄に署名の上、地域生活支援サービス受給者証と併せて障害福祉課までご提出ください。

保護者における勤務状況の変更に伴う届出について ※通学支援のみ

当初、通学支援のご利用の申請をされた際に、ご提出いただいた勤務証明書に記載の事項に変更等が生じた場合には、担当課への届出が必要となります。

① 勤務先・勤務地等が変更となった場合

変更後における勤務先・勤務地等の記載された勤務証明書をご提出していただきます。

② 退職された場合

退職後の求職活動中等においては、サービスをご利用になれません。その間につきましては、サービスの支給取り消しを行うこととなります。必ず、担当課までご連絡ください。

（注）退職日以降、届出をされずにサービスを継続してご利用されていたことが判明した場合につきましては、その間に生じたサービス費について全額自己負担となります。

高等学校卒業に伴う支給決定の取り消しついて ※通学支援のみ

通学支援のサービスの利用に係る支給決定は、高等学校卒業とともに取り消しとなります。通学支援による送迎の対象となる高等学校を卒業後、専門学校・大学等に進学される場合について、通学支援を引き続きご利用になることはできません。（高校3年生時のサービス更新時期に、支給期間を当該年度の3月31日までと定めて支給決定いたします）

通学支援の取り消し後、移動支援をご利用されたい場合は、移動支援の支給決定を受けてください。

〔サービス提供に係るQ & A〕

◎対象者について

(Q1) 施設入所者の帰省時のサービス利用について

- 現在、障害者支援施設に入所中ですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 移動支援事業は、在宅生活を送っている障害者(児)を対象とした事業であり、施設入所者(短期入所期間中の者を含む)や入院中の方は、サービスをご利用になれません。また、長期休暇時の帰省等の一時的な帰宅期間中においても、同様に、サービスをご利用になれません。

(Q2) 未就学児のサービス利用について

- 保護者等が留守の際に、未就学児を一人で留守番させることができないため、サービスを利用して外出させることは可能ですか？

(A) 社会通念上、障害の有無に関わらず、未就学児が一人で留守番や外出をすることは考えにくく、また、外出をする場合については、保護者等で対応すべきものであると考えられます。したがって、未就学児については、サービスがご利用になれません。

◎利用目的について

(Q3) 自力通学に向けた訓練への対応について【通学支援】

- 通学支援を継続的に利用したことで、本人も通学に慣れ、見守り等の介助のみで通学ができるようになりました。今後、自力での通学を目指し、ヘルパーに本人から離れたところから見守りを行ってもらい、安全に通学ができるか確認をしてもらう等、訓練的な意味合いでのサービスの利用は可能ですか？

(A) 通学支援は、単独で通学が困難な障害児の通学時の安全確保を図る目的の事業であり、通学中において、常時、ヘルパーが障害児の近距離で連れ添った状態にて、サービスを提供することを前提にしています。よって、見守り等を行い、通学の訓練を目的とし、サービスをご利用になることはできません。

(Q4) 移動支援事業所での預かりを目的としたサービス利用について

- 保護者が帰宅するまでの時間について、一時的に移動支援事業所内において障害児等を一時預かりしてもらいたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) サービスをご利用になれません。一時預かりについては、「短期入所」、「緊急一時保護」、「日中一時支援」をご利用ください。ただし、やむを得ない事由(排泄行為等)により、一時的に、移動支援事業所へ立ち寄らなければならない場合については、サービスの一環としてご利用になれます。

◎利用内容について

(Q5) 目的地におけるサービスのみの利用について

● 目的地（映画館等）までの送迎は保護者において対応できるのですが、目的地内において付き添うことができません。目的地内においてのみのサービス（映画の付き添い、館内の食事・排泄等介助）を利用することは可能ですか？

(A) 外出先及び外出内容が移動支援の対象となるものであれば、現地でヘルパーと待ち合わせの上、引渡しを経て、サービスをご利用になれます。

(Q6) 障害者団体・移動支援事業所が主催するイベント参加時におけるサービス利用について

● 障害者団体・移動支援事業所が主催するイベントや休日活動等に参加するのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) イベント開催場所及び活動場所までの送迎については、サービスをご利用になれます。なお、イベント開催時間・活動時間中は、その間の介助について、主催者側で対応すべきものであると判断されるため、原則、サービスをご利用になられません。ただし、イベントの内容や参加者の要件によっては、例外的にご利用になることが可能と認められることもありますので、必ず、事前に障害福祉課までご連絡下さい。

(Q7) プール内におけるサービス利用について

● プールまでの送迎後に、プール内においてサービスを利用することは可能ですか？

(A) 本文においても記載のとおり、学校・ジム等のプール内において教員・指導員等が付き添う場合については、サービスをご利用になられません。指導員等が配置されていない開放プール等を個人的にご利用される場合については、事前に、契約事業所とプール内介護における損害や責任に係る事項を必ず書面で定め、取り交わした上で、サービスをご利用になれます。契約事業所においては、サービス提供の都度、必ず利用者の体調等の確認を行い、事故等の未然防止に努めてください。

(Q8) 夏休み期間中の学校プールの利用時におけるサービス利用について

● 夏休み期間中に学校にてプールが自由開放されており、利用させたいと思うのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 夏休み期間中における学校の開放プールは、利用について任意であり、教育的な意味合いよりも社会参加・余暇活動としての意味合いが強いことから、送迎・プール内介助ともにサービスをご利用になれます。ご利用の際は Q7 にもあるとおり、契約事業所と書面にて、必要事項を必ず取り交わしてください。

※ ただし、通常の授業日等、各学校において定められた登校日における学校のプールの利用についてはこの限りではなく、サービスはご利用になれません。

(Q9) 休日の部活動参加時におけるサービス利用について

● 休日に学校で行われる部活動に参加させたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？また、目的地が学校であるため移動支援・通学支援のどちらのサービスを利用すべきか分からぬのですが。

(A) 休日に、学校にて行われる部活動については、社会参加の意味合いが強く、参加についても任意であることから、移動支援としてサービスをご利用になれます。ただし、支援の対象とするのは、学校までの送迎についてであり、部活動中の時間については、支援の対象となりません。

◎送迎(外出先)について

(Q10) 短期入所・日中一時支援利用時の送迎におけるサービス利用について

● 短期入所事業所・日中一時支援事業所への送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 事業所での送迎がない場合に自宅と事業所間でのサービスの利用が可能です。ただし、短期入所事業所から通所施設（指定生活介護事業所、福祉作業所等）への送迎および短期入所サービス利用中に移動支援サービスのご利用はできません。（令和3年4月改訂）

(Q11) 緊急一時保護利用時の送迎におけるサービス利用について

● 緊急一時保護施設への送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 台東区では、緊急一時保護事業として、NPO法人ほおづきの会及びNPO法人りんご村の2団体と委託契約を結んでいます。保護者等が対応できない場合については、送迎ともにサービスをご利用になれます。

(Q12) 勤務先への送迎におけるサービス利用について

- 転職に伴い勤務地が変更となりました。通勤経路を覚えるまでの間、会社への送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 原則、通勤にサービスはご利用になれません。（“経済活動に係る外出”にあたるため）

ただし、上記の事例については、期間を限定のうえ、例外的にご利用になることが可能と認められる場合があります。ご利用される際は、必ず、事前に担当課までご連絡下さい。

(Q13) 習い事の送迎におけるサービス利用について

- 週に数日習い事に通わせているのですが、保護者において対応できないとき等について、サービスを利用し、送迎を行うことは可能ですか？

(A) 学校からの帰宅後、ご自宅からの送迎に限り、サービスをご利用になれます。ただし、こどもクラブ・障害児放課後対策事業をご利用中の方については、必要に応じて、こどもクラブ・障害児放課後対策事業から習い事への直接の送迎についても、サービスをご利用いただけます。また、習い事中の付き添いについては、支援の対象となりません。

(Q14) 児童館の利用時におけるサービス利用について

- 児童館への送迎について、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 学校等から児童館への送迎については、必要に応じて、サービスをご利用になれます。ただし、送迎のうちいずれかについては、保護者等の対応になります。

(Q15) 短期入所・緊急一時保護利用中の対応について【通学支援】

- 保護者等が入院中のため、短期入所・緊急一時保護を利用しています。短期入所事業所・緊急一時保護施設を起点とし、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 原則、通学支援は、自宅・学校・こどもクラブの3地点間における送迎サービスですが、保護者等の就労・病気等の理由により、保護者等による対応が困難であると認められる場合については、サービスをご利用になれます。ただし、保護者等のレスパイト目的で短期入所を利用中の場合は、ご利用になれません。

(Q16) 療育施設へのサービス利用について

- 現在、定期的に療育施設へ通っていますが、保護者等において送迎等の対応が出来ないときに、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 療育については、その目的から、ヘルパーが保護者等に代わって行うべきものではないと考えられるため、保護者等の病気・出産等のやむを得ない理由がある場合を除いては、サービスをご利用になれません。やむを得ない理由があり、ご利用をご希望される際は、事前に障害福祉課までご連絡ください。

(Q17) 学校行事への送迎におけるサービス利用について【通学支援】

- 電車移動による修学旅行があり、集合・解散場所が最寄りの駅とされていて、保護者等において送迎等の対応が出来ないときに、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 修学旅行・林間学校等の集合場所が学校外の場所で、集合・解散場所現地への送迎が必要な場合については、通学支援にてサービスがご利用になれます。ただし、集合・解散場所が任意に選択できる場合及び行事中の付き添いについては、支援の対象なりません。

(Q18) 実習先からの送迎について【通学支援】

- 卒業後の進路のために事業所で実習を行います。事業所への送迎は可能ですか？

(A) 実習期間中は事業所を学校と同等とみなしますので、サービスを利用することができます。

◎外出範囲について

(Q19) 台東区外への外出におけるサービス利用について

- 台東区外への外出にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 区外（都外）への外出についても、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、移動支援をご利用になれます。また、1回で複数の目的地に外出することも可能ですが、複数の目的地の中に、移動支援の対象とならないものが含まれていた場合、当該外出について全てが移動支援の対象なりません。

(Q20) 自宅以外の場所への通学支援の対応について【通学支援】

- 保護者等の事情により、自宅以外の場所からの登校・自宅以外の場所への下校に、サービスを利用することは可能ですか？

(A) Q15と同様に、原則、通学支援は、自宅・学校・こどもクラブの3地点間における送迎サービスですが、保護者等の就労・病気等の理由により、親族宅等からの登校・親族宅等への下校時についても、引渡しができる親族等がいる場合については、事前にご相談をいただいた上で、サービスをご利用になれます。また、保護者の勤務地（自営業先等）への下校についても、申請時にいただく勤務証明書に記載の場所であれば、サービスをご利用になれます。

◎寄り道について

(Q21) 「寄り道」への対応について【通学支援】

- 下校時、こどもクラブへの送迎にサービスを利用する場合に、途中でお店等に立ち寄り、ご飯・おやつ等を購入もしくは店舗内にて食事をさせることは可能ですか？

(A) 3地点間での送迎中に、お店等の場所に立ち寄りをすることは、「寄り道」とみなされるため、サービスをご利用になれません。上記の場合については、朝の登校前に持参されることで、対応してください。

(Q22) 下校時におけるサービス利用について

- 自宅に帰宅した後に出かけると遠回りになるため、学校からの下校途中に、直接お店等に立ち寄らせたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 社会通念上、学校帰りの「寄り道」と考えられる外出については、支援の対象とすることが適当でないと考えられるため、サービスはご利用になれません。放課後の外出を希望される際は、必ず、自宅に帰宅してからサービス開始となります。ただし、団体主催の放課後活動等、活動の開始時間の関係上、必要と認められる場合については、この限りではなく、下校時の直接の送迎を支援の対象としているものもあります。ご利用をご希望の際は、事前に担当課までご連絡ください。なお、例外的に、下校時の直接の送迎等を認めた場合についても、学校⇒目的地までの区間送迎についてのみを支援の対象としたものとし、送迎中にお店等へ立ち寄ることはできません。

(Q23) 学校後の移動支援の利用について

- 下校時に学校からの直接移動支援を利用して外出を行うことは可能ですか？

(A) 学校から自宅へ帰宅せず、外出を行うことは寄り道に該当します。一旦帰宅し、通学支援を終了してから、改めて移動支援として外出を行ってください。

(Q24) 保護者等の帰宅時間の変更への対応について【通学支援】

●保護者等が、残業などの理由により、下校時の通学支援後に、ヘルパーからの引渡しを受ける予定時間に間に合わなくなりました。そのため、途中でお店等に立ち寄らせる等、時間調整を行った後に帰宅をさせたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) Q21と同様に、3地点間での送迎中に、お店等の場所に立ち寄りをすることは、「寄り道」とみなされるため、サービスをご利用になれません。上記の場合については、自宅まで送り届け、通学支援のサービスを一旦終了し、移動支援で外出を行う・自己負担により保護者等の帰宅時間まで居宅において見守りサービスを依頼する等により、対応してください。

◎利用方法(請求)について

(Q25) 当日キャンセル等の取り扱いについて

● 外出の直後に、自宅前にて利用者が体調不良となり、その日のサービスが当日キャンセルとなりました。その間に要した費用やヘルパーが従事した時間の報酬について、移動支援のサービス費として評価されるのですか？

(A) 移動支援のサービス費は、現に利用者に対しサービスを提供したものについて、評価をするものです。従って、サービス利用のキャンセル時において発生する諸費用（従事ヘルパーの交通費等）等については、移動支援の報酬として算定することはできません。キャンセル料金については、各移動支援事業所において設定の上、サービスの契約時に、必ず、利用者に説明を行ってください。

※ ただし、目的地までの移動後にキャンセルとなる場合等、現に移動支援を提供した場合については、その間に要した時間について、サービス費を算定することは可能です。

◎利用方法(手段)について

(Q26) サービス開始時・終了時における引渡しについて

● サービス利用の予約時間に、保護者等において予定が入ってしまい、自宅で、本人のみで留守番をし、ヘルパーと待ち合わせることになりました。保護者等からヘルパーへの引渡しを経ずに、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 児童については、原則、できません。本人の安全確保の観点から、原則、サービス開始時・終了時には、ともに、引渡しを経る必要があります。上記のような場合は、予約時間の変更等により対応してください。なお、サービス終了時には、保護者等の引受け者が、サービス提供の履行確認印を、ヘルパーの所持する区の所定様式に署名もしくは押印をする必要があります。

※ 成人については、安全面の確保等について、保護者等と移動支援事業所の両者合意の上で、引渡しを経ずにご利用になれます。

(Q27) 車両移送型支援の対応について

● 悪天候により個別支援型での移動支援の提供が難しいため、車両移送型によるサービスを利用することは可能ですか？

(A) 台東区では理由のいかんに関わらず、車両移送型によるサービスを認めていません。

(Q28) サービス提供事業所が所有する介護タクシーの利用について

● 移動支援を利用中に、サービス提供事業所が所有する介護タクシーに乗車することは可能ですか？

(A) 移動支援を利用中に、サービス提供事業所が所有する介護タクシーに乗車することについては、公共交通機関としてのタクシー及び他社の介護タクシーをご利用されるのと同様に、乗車に係るメーター料金を支払い、運転手以外に利用者に付き添うヘルパーが同乗している場合に限り、移動支援として認められます。

※ メーター料金を徴収しないまたは運転手がヘルパーを兼ねる場合については、移動支援として認められません。

※ Q&A 集に示した内容については、本ガイドライン作成時において想定された疑義について、一般的な解釈・原則を示したものであり、障害者（児）個々の障害の状況やご家庭の状況、個々に必要とされる支援の相違等の事情により、記載された内容と異なる対応となることがあります。あらかじめ、ご了承ください。